

第八次前橋市総合計画_策定方針

目 次

◆ 策定方針の趣旨	1
(1) 策定方針の概要	2
(2) 策定根拠	3
(3) 位置づけ	4
(4) 計画の構成と役割 / (5) 計画期間	5
(6) 新総合計画の方向性	6
(7) 策定スケジュール	9
(8) 策定の推進体制	11

令和8年●月 前橋市



本市の人口は既に減少局面へ突入しており、2010年に約34万人であった人口は2060年には約24万5千人まで減少すると見込まれています。

また、2010年に24%であった高齢化率は2020年に30%を超え、2060年には40%まで上昇することが見込まれています。

私たちは、少子高齢化の進展による人口減少や年齢構造の変化に加え、激変する気象状況や頻発する自然災害など多様化・複雑化する様々な行政課題に直面し、その対応を迫られることになります。

「総合計画」はこうした激しい社会情勢の変化の中でも、進むべき方向を見失わずに市政運営を展開するための長期的な指針であり、行財政運営の最上位計画です。

本策定方針は令和10年度から開始する第八次前橋市総合計画策定にあたっての基本的な考え方を示すものであり、行政だけでなく、企業・団体、市民や本市の関わる皆様と共有することを目的に作成するものです。

- | | |
|---------------|---|
| (1) 計画の名称 | ▶ 第八次前橋市総合計画 |
| (2) 策定根拠 | ▶ 前橋市議会の議決すべき事件に関する条例（基本構想部分） |
| (3) 位置づけ | ▶ 行政運営における本市の最上位計画 |
| (4) 計画の構成と役割 | ▶ 「基本構想」と「推進計画」の2層構成 |
| (5) 計画期間 | ▶ 令和10年度から令和19年度までの10年間 |
| (6) 新総合計画の方向性 | ▶ ①市民とともにづくり、ともにまちづくりを進める計画へ
②これまでの成果と市民実感から継承と改善を整理 |
| (7) 策定スケジュール | ▶ スケジュール（予定）のとおり |
| (8) 策定の推進体制 | ▶ 官民一体となった策定
・「県都まえばし創生本部会議」及び「同有識者会議」における議論
・市議会における審議、市民ワークショップを通じた市民意見反映 |

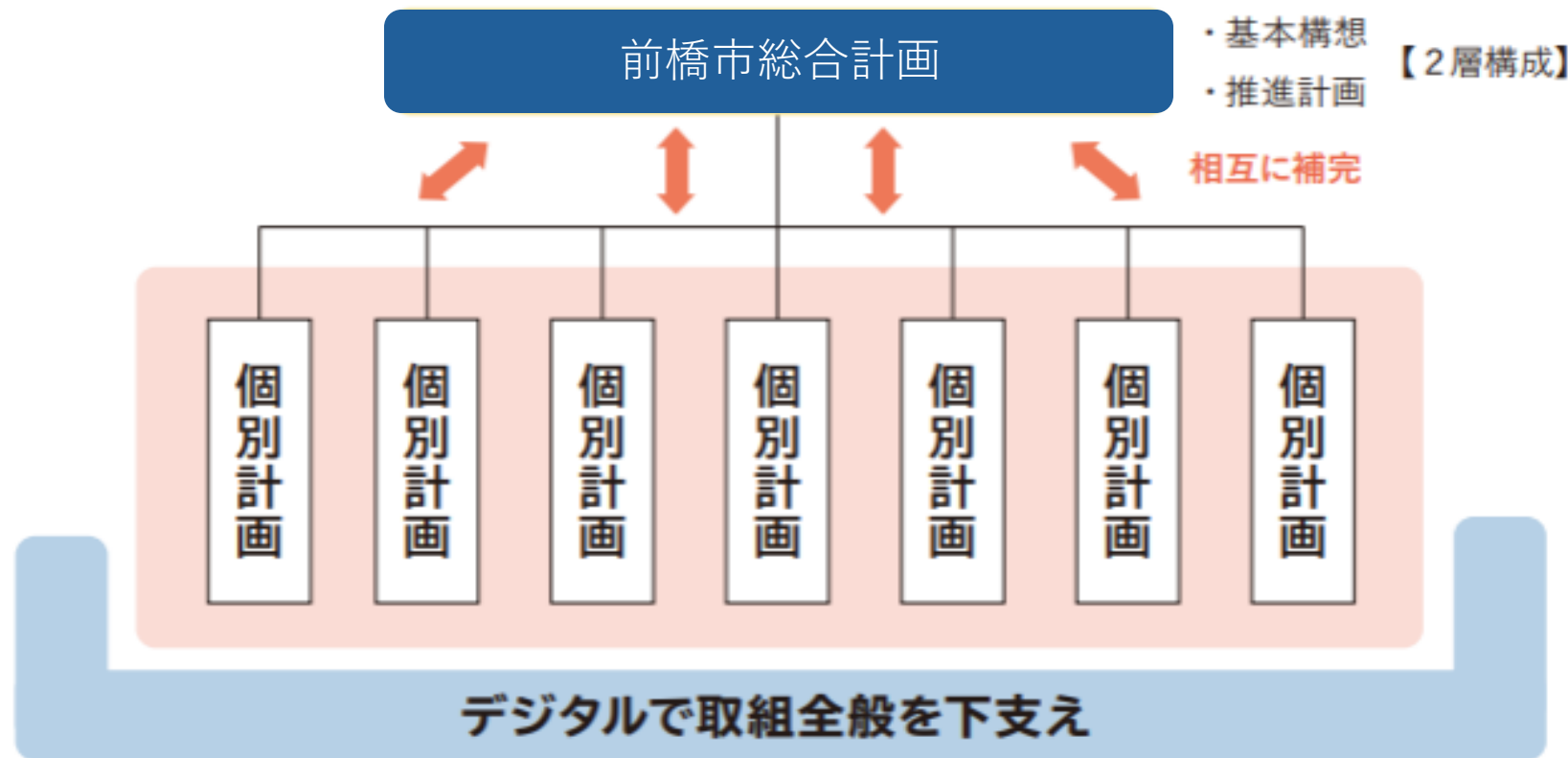
地方自治法の改正（平成23年5月）により、総合計画の策定は法律で義務付けられるものではなくなりました。

ただし、市政運営の長期的な指針であり、今後の計画的な市政運営を図るためには行財政運営の最上位計画である「総合計画」を策定する必要があります。

計画の内容については「前橋市議会の議決すべき事件に関する条例（平成29年9月制定）」に基づき、令和9年12月に開催の市議会定例会で審議を予定しています。

◆本市の行財政運営の最上位計画

<総合計画と各個別計画の関係>

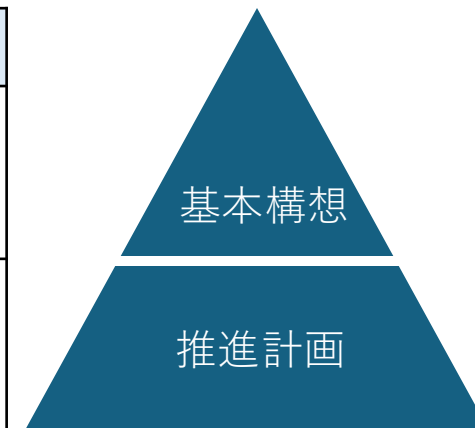


(4)計画の構成と役割

(1) 計画の構成

「基本構想」と「推進計画」の2層で構成します。役割と期間は、次のとおりです。

	役割	期間
基本構想	長期的な視点に立ち、「本市がどんなまちを目指すのか」を定めます。現行の第七次前橋市総合計画、県都まえばし創生プランで掲げる理念と整合を図りながら策定します。	10年間
推進計画	基本構想の具現化を図るため、令和10年度を初年度とし、中・長期的に推進する重点施策を示します。なお、本計画は市長任期を考慮しつつ、定期的な見直しを実施します。	10年間 ※概ね3～4年で見直し



(5)計画期間

	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19
基本構想	10年間									
推進計画	10年間 概ね3～4年で見直し									

※基本構想は、「市がどんなまちを目指すのか」という将来ビジョンを定めるもので、期間中不変のものとして位置づける

※推進計画は、全体の計画期間10年間とする。ただし、社会情勢の変化や市長の基本政策と連動させるため3～4年で見直しを行う。

●ビジョンは民間と行政で連携して作成＝前橋オリジナル

●まちづくりのキーワード「地域経営」

基本構想	ビジョン	めぶく。～良いものが育つまち（Where good things grow.）～
	将来都市像	新しい価値の創造都市・前橋
	行動指針	①認め合い、支え合う ②つながり、創造する ③未来への責任を持つ
	まちづくりの柱	【6つの柱】 ①人を育むまちづくり（教育・ひとづくり） ②希望をかなえるまちづくり（結婚・出産・子育て） ③生涯活躍のまちづくり（健康・福祉） ④活気あふれるまちづくり（産業振興） ⑤魅力あふれるまちづくり（シティプロモーション） ⑥持続可能なまちづくり（都市基盤）
	人口の目標	2027年度：概ね322,000人
	土地利用の方針	都市的土地利用と自然的土地利用の適正な配置の組み合わせにより、調和のとれた土地利用を推進
推進計画	まちづくりの方向性	まちづくりの柱に基づき、10年後に目指すまちの姿を設定
	重点テーマ、重点施策	・緊急かつ重点的に取組むテーマ ・重点テーマに基づき推進する施策（19施策）

●市民とともにつくり、ともにまちづくりを進める計画へ。



計画は市民とともに育てていくもの。／ 早い段階から声を聴き、多様な参加機会をつくり、策定後も関わり続けられるプロセス。

(6)新総合計画の方向性

- 第七次計画で築いてきた取組や姿勢、市民の実感を起点に、社会変化を踏まえて、これからも継承する視点と改善・強化する視点を整理していきます

第七次前橋市総合計画（H30～R9）

市民の暮らしの実感 R7市民インタビューから見るこれからのニーズや課題

●暮らしの安心

「医療体制は充実」
「災害が少なく安心」

→ 医療・自然災害の少なさは前橋の強み

●支え合いの課題

「自治会や地域とのつながり」
「独居高齢者への目配り」
「在宅生活の支援が不十分」

→ 交通と高齢化が交差する複合課題

●多様な人の参加

「障害の有無による境界がなくなる社会」
「不登校用の教育課程」
「多言語対応のハードル」

→ 多様性を尊重する仕組みの再設計

●こども・若者の未来

「こども達を大切に」
「若い人が戻ってきたくるように」
「探究学習が魅力、学校教育に力を」

→ 若者の定住意欲を支える環境づくり

継承・伸ばしていく視点

第七次で築いてきた取組・姿勢を、これからも引き継ぐ

●官民連携

民間の知恵と力を活かしたまちづくり

●市民協働・地域経営

市民・地域とともに進める姿勢

●子育てと教育の重視

「こどもを大切にする」前橋らしさ

●地域の産業・文化・歴史の継承と発展

産業・農業、文化、コミュニティの厚みを次の世代へ繋ぐ

改善・強化する視点

社会変化を踏まえ、これまで以上に深める・補う

●人口減少・少子高齢化への構造的対応

人口構成の変化を前提に暮らし・まちのかたち（インフラ等）を再設計

●支え合いの仕組みの再構築

世代や地域・分野を超えた、様々な連携・協働

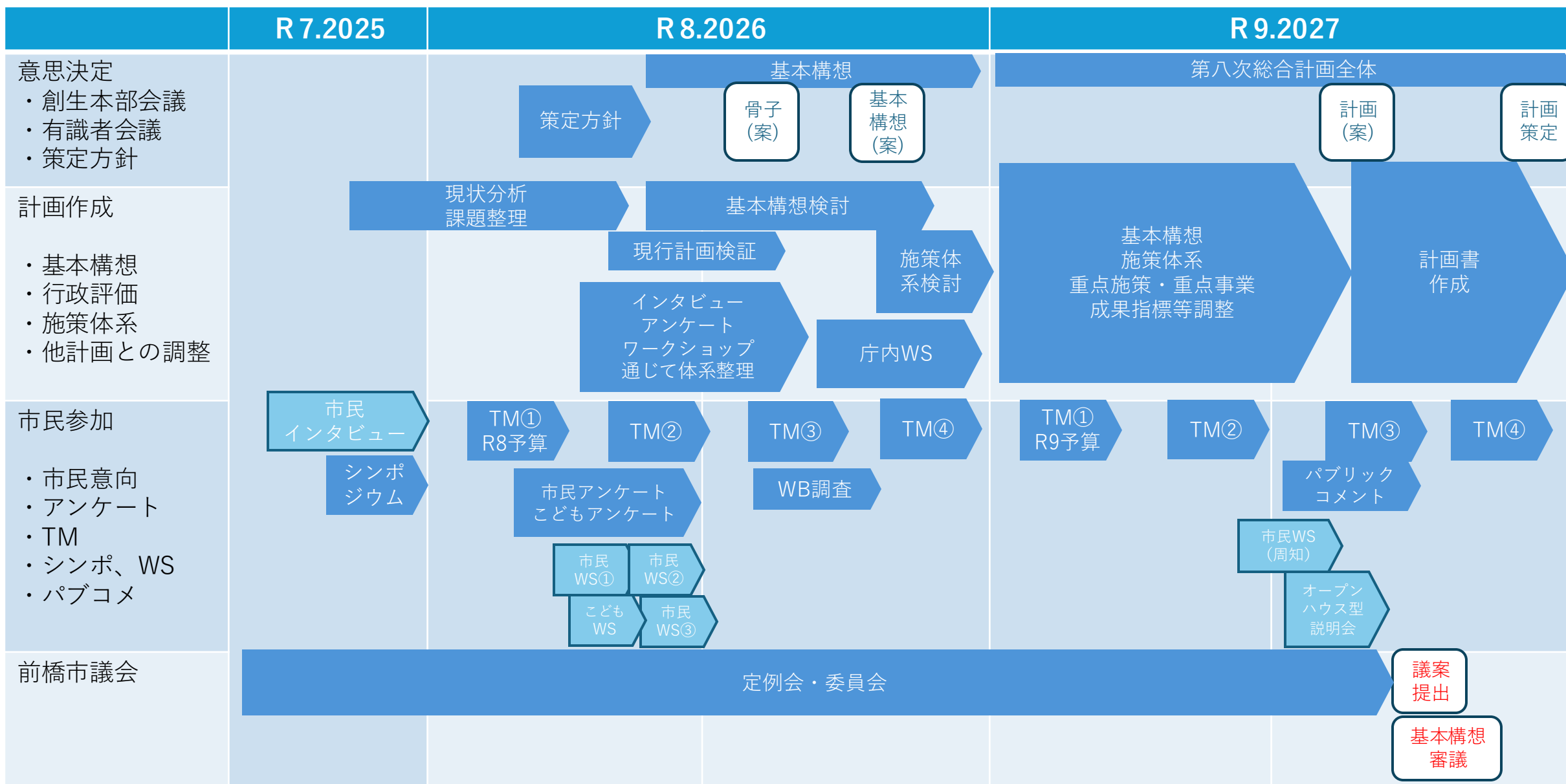
●多様な主体が、自分らしく

インクルーシブ視点で深掘り。ともに担う仕組み

●稼ぐ力の強化・地域経済の好循環、分野を超える連携

施策が絡み合い将来の街づくりに結び付く構造へ

(7)策定スケジュール（予定）



- 令和8年6月 策定方針 公表
- 令和8年12月 骨子及び基本構想案の提示
- 令和9年3月 計画素案の提示
※基本構想案と施策体系案をもって計画素案と定義
- 令和9年秋頃 計画（案）の提示
- 令和9年12月 議案提出、審議
- 令和10年3月 策定
- 令和10年4月 施行

「県都まえばし創生本部」及び「同有識者会議」における議論や、市議会における審議、市民ワークショップ等を通じた市民意見の反映など、市民、企業・団体、行政が一体となって策定します。

